



# 神奈川県 消防設備会報

第50号 令和6年1月



冬の茅ヶ崎海岸

一般財団法人 **神奈川県消防設備安全協会**

〒231-0023  
横浜市中区山下町1番地(シルクセンター4F 408号室)  
TEL 045-201-1908  
FAX 045-212-0971  
<https://www.02-ksk.or.jp>  
E-mail: info@02-ksk.or.jp

消防設備会報（第50号 令和6年1月）目次

新年のあいさつ

（一財）神奈川県消防設備安全協会理事長	黒澤 麻志	1
神奈川県くらし安全防災局長	佐川 範久	2
神奈川県消防長会会長（川崎市消防局長）	原田 俊一	3

蓄電池設備に係る基準の見直しについて

相模原市消防局消防部予防課 参事兼課長	森 泰教	4
---------------------	------	---

表彰の荣誉に輝いた方々		7
-------------	--	---

令和5年度各種講習会の結果概要（中間結果）		8
-----------------------	--	---

令和5年8月以降の主な通知		10
---------------	--	----

協会からのお知らせ		11
-----------	--	----

**表紙:冬の茅ヶ崎海岸**

ここ茅ヶ崎海岸から富士山までは直線距離にして約100km。寒く空気の澄んだ季節になると、日本一高い山がその雄姿を惜しげなく披露してくれる。

特に朝夕の空気で眺める姿は格別。波打ち際の反射している部分が川の流れのように映るタイミングを探しながら何度もシャッターを切った思い出の一枚です。

（写真・文提供：株式会社東晃防災 清水正仁 様）



## 理事長 あいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会  
理事長 黒澤麻志

令和6年の新春を迎え、会員の皆様、関係団体、行政機関の皆様に謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

会員の皆様、行政機関、そして関係団体の皆様には、ひとかたならぬご支援、ご指導、ご協力を賜り、改めて感謝を申し上げます。

さて、近年は新型コロナウイルス感染症の影響が長く続き、また、生活の安全に脅威を与える自然災害が発生しております。コロナは感染症法上の分類が2類相当から5類に変更され、感染も以前と比較してかなり収まってまいりましたが、コロナ前の生活に戻るということではなく、色々な面で変化、改革が余儀なくされております。

自然災害の面では、昨年5月には石川県で震度6強の地震が発生、6月から9月にかけて梅雨前線や台風による大雨で、全国広範囲にわたり被害が発生しました。

大規模な災害の影響・被害を最小限に抑えるためには、関係機関の一層の連携、効果的な情報伝達、災害全般に備えた訓練等の不断の取組みが求められます。

一方で、火災などの人為的な災害は、自然災害とは発生要因が異なり、予防による対策で少なからず防止可能です。そのためには、第一に建物の使用者の日常の注意が必要であることは言うまでもありませんが、建物等の所有者・管理者の皆様が、防火・防災の意識と責任を持ち、設置してある消防用設備等が正常に稼働するよう、整備・保守を欠かさないことが重要です。

消防用設備等の設置や維持管理の適正化に携わる私どもは、県民生活の安心・安全の確保の一翼を担っており、その自覚を一層強くし、消防設備等の点検等を通じて県民の皆様の「生命と財産」を守るため、実効性ある取組みを推進していく所存です。

当協会では、消防設備士や消防設備点検資格者の資質向上や防火管理者の育成のため、各種講習会を実施するとともに、「消防設備点検表示制度」（点検済ラベル）の推進など、消防設備等の適正化等が毎年一步でも前進するよう努めています。

本年も、会員の皆様、関係団体の皆様のご期待に沿えるよう、業務運営に全力で取り組んでまいりますので、より一層のご支援等をお願い申し上げます。

本年が明るく希望に満ちた素晴らしい一年となりますよう祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。



## 新年のあいさつ

神奈川県くらし安全防災局長  
佐川 範久

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会及び会員の皆様におかれましては、平素から、本県の消防防災行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、消防設備に係る技術指導や、各種の普及啓発事業にもご尽力いただいております、深く敬意を表します。

さて、近年、住民の安全を脅かす大規模な災害が、全国各地で相次いで発生しています。

昨年5月には、能登半島で震度6強の揺れを観測する地震が発生し、6月上旬には、梅雨前線の停滞や台風第2号による大雨で、沖縄県や、紀伊半島から東海、関東地方にかけて大きな被害が発生しました。

また、7月上旬の豪雨では、九州を中心に甚大な被害が発生しただけでなく、その被害は日本列島を縦断して東北地方にまで及びました。

さらに9月の台風第13号では、関東や東北で局地的な大雨に見舞われるなど、今年も度重なる災害により、多くの貴重な人命や財産、そして人々の生活が失われました。

こうした大規模な災害時に、その被害を最小限に抑えるためには、不断の取組が何よりも重要です。

県では、被災地の消防本部だけでは対応できない災害発生時に、県と県内消防本部が一丸となって県内の被災地を応援する「かながわ消防」の取組を進めています。

その一環として、今年1月中旬に、県内の全消防本部が参加し、化学テロの発生を想定した「かながわ消防訓練」の実施に向けて準備を進めており、今後も、このような取組を積極的に実施し、災害対応能力の向上を図ってまいります。

貴協会は、消防設備士や消防設備点検資格者等の育成と資質向上を図るため、各種講習会を積極的に実施され、防火対象物の安全を守る重要な役割を担う人材育成に取り組まれるなど、県民が安全で安心して生活できる環境づくりに、大きく貢献されています。

県といたしましては、貴協会をはじめとする関係機関としっかりと連携を図り、「県民の安全・安心の確保」に向けて、消防防災行政の一層の推進に取り組んでまいります。今後とも貴協会の皆様から、より一層のお力添えをいただけますようお願い申し上げます。

結びに、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝・ご活躍を心から祈念申し上げて、新年のごあいさつといたします。



## 新年のあいさつ

神奈川県消防長会会長（川崎市消防局長）

原 田 俊 一

令和6年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の皆様には、平素から消防行政の円滑な推進に格別の御支援と御協力を賜り、神奈川県消防長会を代表し厚く御礼申し上げます。

また、消防設備等に係る技術指導や各種講習会をはじめ、様々な事業をとおして地域の防火・防災を推進し、県民の安全・安心のため御尽力されておりますことに深く敬意を表し感謝を申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、3年以上にわたり猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の分類が2類相当から5類に移行され、ポストコロナに向けて歩み始めた中、関東大震災から100年という節目を迎え、県民の防災に対する意識が一段と高くなった年となりました。

そのような状況の中、昨年5月には、令和4年に続き石川県能登地方で震度6クラスの地震が発生し、大きな被害をもたらしました。さらに、近年、甚大化・頻発化している線状降水帯等による大雨が、九州地方や東北地方をはじめとする全国各地に多大な被害を与えました。また、海外に目を向けますと、ハワイ州マウイ島での大規模な山火事、トルコやモロッコで発生した大地震、リビアで起きた大洪水により、尊い人命と貴重な財産が失われました。

私ども消防機関は、こうした災害の実態等を踏まえ、県民の安全・安心を確保するため、神奈川県と県内消防本部の協力・連携体制を一層強化し、直面する諸課題の解決に結束して取り組むとともに、地域及び関係機関との連携のもと、震災・水災等大規模災害対策の推進や消防広域応援体制の充実・強化、超高齢社会の進展に伴い増大する救急需要対策など、消防活動能力の更なる向上に全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。

また、防火・防災に向けた安全対策につきましては、防火対象物における消防法令違反等の是正の徹底や事業者による初動対応能力の向上、防災物品の普及促進等を推進するとともに、住宅用火災警報器の設置率の向上と併せて、その更新・維持管理対策等、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を進めるためにも、消防・防災全般にわたり事業を展開されております貴協会の皆様方の御協力が不可欠でございますので、どうか今後とも、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が災害のない平穏無事な一年となりますよう、そして、貴協会の限りない御発展を心から祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

# 蓄電池設備に係る基準の見直しについて

相模原市消防局消防部予防課 参事兼課長 森 泰 教

## 1 はじめに

近年、世界的な脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの活用が求められています。

再生可能エネルギーは、発電量が季節や天候に左右されることから、その不安定さが懸念材料ですが、それを補うために、発電された電力を蓄えることができる定置用蓄電池設備の期待が高まっており、更なる多様化や大型化といった技術開発も進められています。

しかしながら、蓄電池設備は、電気エネルギーを蓄えるため、使用時に火災のおそれがあり、一定の安全基準を満たす必要があります。

このような状況から、蓄電池設備の安全性は担保した上で、新しい蓄電池設備にも対応できるよう、現行の消防法令上の規制内容の見直しが行われました。

## 2 蓄電池設備の規制体系

蓄電池設備は、消防法令上「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）」に規定する対象火気設備等に該当します。また、対象火気設備等は、全国的に統一規格で流通しており、地域によって規制が異なる場合、その流通を阻害する恐れがあることから、全国的に統一を図る必要性が高いものは、「火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号。以下「条例（例）」という。）」として総務省消防庁より技術的助言として市町村に示されており、対象火気設備等もこれに該当します。

各市町村はこれらの規定に従って火災予防条例により、対象火気設備等を規制しています。

## 3 改正内容

今までの蓄電池設備には主に開放型の鉛蓄電池を想定した内容になっていましたが、近年主流となっているリチウムイオン蓄電池やニッケル水素蓄電池等新しい種類の蓄電池や蓄電池容量の大型化には十分に対応できていなかったことから、「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会」において、これらの蓄電池の火災リスクに応じた火災予防対策を検討し、省令の改正となりました。

### （1）規制する蓄電池設備の見直し

今までの規定においては、4,800Ah（アンペアアワー・セル）未満の蓄電池設備は規制の対象から除かれていましたが、規制の対象を指定する単位をAh（アンペアアワー・セル）からkWh（キロワット時）に改正となりました。また、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものは規制の対象から除かれることとなりました。（対象火気省令第3条第17号関係）

この「出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの」とは、「蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号。以下「告示第7号」という。）」で定められており、過充電防止措置、外部短絡防止措置及び内部短絡防止措置又は内部延焼防止措置の3つの安全事項が備えられているものとなります。

#### （2）転倒等防止措置

開放型鉛蓄電池設備を用いたもの以外については、耐酸性の床等に設けなくてもよいこととなりました。（対象火気省令第12条第8号関係）

これまで、強酸性の電解液を用いた開放型の蓄電池を想定して、転倒時の安全措置を規定したものとなっていましたが、強酸性の電解液を用いない蓄電池や電解液が漏れる可能性が低い、密閉型の蓄電池も普及していることを踏まえ、地震時の転倒防止措置の適正化を図ったものです。

#### （3）雨水等の浸入防止措置の見直し

この規定は漏電防止対策を目的とした規定であり、外部からの雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体に格納されたものであれば、キュービクル式に限定する必要はないこととなりました。（対象火気省令第14条第5号関係）

#### （4）屋外に設ける蓄電池設備の建築物からの離隔距離

この規定は、延焼防止対策を目的としており、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要がありますが、

- ① 柱上及び道路上に設ける電気事業用のもの
- ② 延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの
- ③ 消防長が火災予防上支障がないと認める構造であるキュービクル式のもの

については、延焼防止措置が講じられているため、離隔距離は不要となりました。（対象火気省令第16条第4号関係）

延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものは、「告示第7号」に定められており、過充電、外部短絡・内部短絡防止措置などの規格及び火災及び熱の危険からの保護などの規格の標準規格を合わせ持つものとなります。

## 4 火災予防条例（例）の改正

対象火気省令改正を受けて条例（例）でも一部改正が行われました。

（1）上記3（1）から（4）の内容が同様に改正となりました。

#### （2）換気、点検及び整備に支障のない距離

この規定は、基本的な安全対策を目的とした規定であり、これまで「キュービクル式」に限定していましたが、キュービクル式を含む蓄電池設備と建築物等の間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととしたものです。

#### （3）消防長への届出

この規定は、出火した場合に延焼危険等の大きい蓄電池設備の設置状況をあらかじめ消防が把握しておき、消防活動や火災予防に活用することを目的としたものであることから、相対的に火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備は届出を要しないこととなりました。

相模原市では、対象火気省令改正及び条例（例）の基準に従い「相模原市火災予防条例」を改正しております。各市町村の火災予防条例の改正状況は異なりますので、関係市町村にお問い合わせください。

## 5 終わりに

蓄電池設備につきましては、多様化及び大型化が進んでおり、今回の改正はこれらの蓄電池に対応するために行われたものとなります。また、再生可能エネルギーの活用が今後さらに活発になることで、蓄電池設備の必要性は、ますます高まっていくことが予想されます。

我々消防機関としましては、立入検査等の機会を捉え、適切な指導を行い、蓄電池設備を安全に安心して使用できるよう今後とも引き続き尽力してまいります。

## 表彰の榮譽に輝いた方々

### 令和5年度消防設備保守関係等表彰

#### 消防庁長官表彰受賞者

##### ◇消防設備保守関係者表彰

・佐藤 康司 様 有限会社佐藤防災商会 代表取締役

#### 一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰受賞者

##### ◇消防設備保守関係者表彰

・片岡 正明 様 東邦電設株式会社 代表取締役社長

・倉田 雅史 様 株式会社東海ビルメンテナンス 代表取締役社長

(表彰式には、倉田朋子取締役様が代理出席されました。)

##### ◇消防用設備等点検表示制度推進優良事業所表彰

・山王総合株式会社 様 (代表取締役 吉田 守)

(表彰式には、石川茂第一事業部長様が出席されました。)

#### 表彰式 (消防庁、一般財団法人日本消防設備安全センター共催)

日時 令和5年11月2日 (木) 10時～

場所 明治記念館「蓬莱の間」



左から佐藤康司 様 当協会黒澤理事長



左から片岡正明 様 倉田朋子 様 石川茂 様

## 令和5年度各種講習会の結果概要（中間結果）

令和5年12月末日までの各種講習会の実施状況は次のとおりです。

◆ 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、またはその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの受託事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受 講 者
消火設備（1・2・3類）	10月3日・12日、11月8日・16日	487
警報設備（4・7類）	10月4日・11日・17日・19日 11月9日・15日	963
避難設備・消火器（5・6類）	10月5日・13日・18日、11月7日・14日	777
計	15回	2,227

◆ 消防設備点検資格者講習

消防設備点検資格者の資格を取得するための講習で（一財）日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

第1種

実 施 日	6月6日～6月8日	12月5日～12月7日	受講者合計
受講者数	94	107	201

第2種

実 施 日	6月13日～6月15日	12月12日～12月14日	受講者合計
受講者数	82	90	172

1種・2種合計 373

◆ 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の期間に該当する方を対象とした講習で、（一財）日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

第1種

実 施 日	7月19日	8月8日	受講者合計
受講者数	120	116	236

第2種

実 施 日	7月20日	8月9日	受講者合計
受講者数	120	119	239

1種・2種合計 475

◆ 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を取得するための講習で、(一社)電池工業会からの受託事業として実施しました。

実施日	11月29日・30日	受講者数	101
-----	------------	------	-----

◆ 防火管理講習

防火管理者の資格を取得するための講習で、平成16年度より(一財)日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも(一財)日本防火・防災協会等の担当で行われています。

(1) 甲種防火管理講習

月別	4月	5月		6月	7月		8月	11月	受講者 合計
実施日	10・11日	11・12日	25・26日	29・30日	13・14日	24・25日	24・25日	1・2日	
受講者数	114	111	57	75	99	153	86	115	810

(2) 乙種防火管理講習

実施日	4月21日	6月28日	8月23日	受講者合計
受講者数	97	75	81	253

(3) 甲種防火管理再講習

実施日	6月26日	受講者合計
受講者数	33	33

◆ 防災管理講習

防災管理者の資格を取得するための講習で、平成21年度より(一財)日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも(一財)日本防火・防災協会等の担当で行われています。

実施日	6月27日	受講者合計
受講者数	78	78

◆ 防火・防災併催講習

防火と防災の2つの新規資格を併せて取得するための講習で、(一財)日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも(一財)日本防火・防災協会等の担当で行われています。

実施日	7月27・28日	8月17・18日	9月12・13日	受講者合計
受講者数	113	113	46	272

〈令和5年8月以降の主な通知等〉

発 番 号	日 付	発 信 者	標 題
事務連絡	8月1日	消防庁予防課	消防法令における各種手続に係る標準様式等の修正等について（情報提供）
事務連絡	9月1日	消防庁広域応援室	緊急消防援助隊における大規模な土砂・風水害に対する活動モデルの送付について
消防消第291号	9月12日	消防庁消防・救急課長	消防本部における定年引上げに伴う高齢期職員の活躍のための対応状況調査結果について
消防危第249号	9月19日	消防庁次長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について
事務連絡	9月22日	消防庁予防課	既存の病院及び診療所におけるスプリンクラー設備の設置状況等について
消防予第543号	10月2日 11月20日 修正	消防庁予防課長	重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果について（通知）
消防予第568号	10月6日	消防庁予防課長	設備点検要領、防対点検要領及び防災点検要領の一部改正について（通知）
消防予第661号	12月1日	消防庁予防課長	有料用老人ホーム等に係る防火対策の更なる徹底について
事務連絡	12月1日	消防庁予防課	PFOS等を含む泡消火薬剤の在庫量に関する調査の周知について（依頼）
事務連絡	12月18日	消防庁予防課	水質汚濁防止法に基づく指定物質に係る対応について（周知依頼）

## 協会からのお知らせ

### 消防用設備等点検済票（ラベル）の交付手数料等を変更します

表示登録会員の皆様には、日頃から当協会の業務推進に格別なるご理解とご協力を賜りますとともに、消防用設備等点検済票（ラベル）交付の申請をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、消防用設備等点検済票の交付手数料につきましては、平成21年度の現行制度開始以降、数回に及ぶ製造原価及び送料の値上げ分については、あらゆる工夫と努力を凝らしながら現行手数料等を維持してまいりましたが、当協会の工夫と努力だけではこれまでの手数料を維持することが困難な状況となりました。

こうした状況を踏まえ、消防用設備等点検済票（ラベル）交付手数料を所管する「消防用設備等点検済表示管理委員会」にご審議をお願いしたところ、次のとおり令和6年度受注分から交付手数料及び送料の変更を表示登録会員の皆様にご負担をお願いすることが決定されました。

つきましては、なにとぞ事情をご賢察の上、ご理解を賜りますとともに、引き続き、消防用設備等点検済票（ラベル）を交付申請くださいますようお願い申し上げます。

#### 1 ラベル交付手数料及び送料の変更内訳

##### (1) ラベル交付手数料（税抜価格）

ア 消火器用	1枚	12.4円⇒13.4円
イ 消防用設備等（消火器以外）用	1枚	71.5円⇒72.5円
ウ 消火薬剤詰替済証	1枚	11.5円⇒12.8円

##### (2) ラベル送料（税抜価格）

ア ラベル5,001枚以上	無料⇒無料（ラベル受注元負担）	変更なし
イ ラベル2,001枚以上5,000枚以下	250円⇒300円	（50円値上げ）
ウ ラベル2,000枚以下	330円⇒350円	（20円値上げ）

※別途消費税額10%分を加算させていただきます。

#### 2 手数料等変更適用開始

令和6年4月1日以降、  
交付申請書 FAX 又は e-mail 着信分から  
（令和6年3月31日16時到着分までは現行手数料）



### 前号（第49号）記載内容の訂正とお詫び

令和5年9月発行の「神奈川県 消防設備会報 第49号」に記載誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

#### 【訂正箇所】

12ページ（一財）神奈川県消防設備安全協会役員名簿 表中  
上から10人目の理事 河本 伊久雄 様（株式会社河本総合防災）の所属役職

誤 取締役会長

正 代表取締役社長

## 点検推進指導員派遣制度について

県内の防火対象物における消防設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し、点検業務に立ち会う制度を実施して、県民の「安全・安心」を支援します。

### 点検推進指導員派遣制度の流れ

- ◎点検立会の依頼  
建物オーナー、防火管理者及び点検事業者から依頼します。
- ◎点検実施状況の確認  
点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。
- ◎点検立会確認の通知  
点検立会確認書を建物オーナー、防火管理者及び点検事業者に通知します。



## 優良点検事業所認定制度について

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含め、総合的に審査基準を満たしている当協会の表示登録会員事業所を、『優良点検事業所』として認定します。

### 優良点検事業所認定制度の流れ

- ◎優良点検事業所認定の申請  
点検事業者から申請します。
- ◎点検実施状況の確認  
点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。
- ◎優良点検事業所の認定  
点検推進指導員の確認結果をもとに、認定等委員会で認定（不認定）されます。  
認定後は、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定証」及び「金ラベル証」が無償で交付されます。



一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地

(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<https://www.02-ksk.or.jp>

E-mail: info@02-ksk.or.jp